

無償化される月額保育料の具体例

【給付認定を受けた3～5歳児クラスの園児】

(例1) 「認可外保育施設」のみ利用している場合

・「認可外保育施設」の保育料が月額 50,000 円



自己負担額は、
保育料 50,000 円
－
無償化月額上限額 37,000 円
＝ 13,000 円＋実費(給食費・日用品費等)
となります。

(例2) 「認可外保育施設」の在園児が「一時保育」も利用した場合

・「認可外保育施設」の保育料が月額 35,000 円

・「一時保育」利用料が月額 5,000 円

利用料月額合計

35,000 円＋5,000 円＝40,000 円



自己負担額は
利用料月額合計 40,000 円
－
無償化月額上限額 37,000 円
＝ 3,000 円＋実費(給食費・日用品費等)
となります。

※一定水準以上の預かり保育を実施している幼稚園の在籍児が、認可外保育施設等を併用する場合、認可外保育施設等は無償化対象外となります。